

# さらなる取引適正化に向けた法律上の留意点

## 取引適正化のために遵守すべき法令

- ・ サプライチェーン全体で適正取引を促進するため、まずは、最も重要な法令である「**優越的地位の濫用**」の禁止(独占禁止法)と「**下請法**」を遵守する必要があります。
- ・ その上で、パートナーシップ構築宣言で遵守を宣言する「**下請中小企業振興法に基づく振興基準**」についても、真摯な取り組みが必要です。

## 遵守すべき法令をめぐる近時の動向

- ・ 近時、公取委等の監督官庁において、取引の適正化に向けた取締りが活発化しています。
- ・ 公取委は、コストが上昇している昨今の状況に照らし、次々と、コスト上昇分の価格転嫁円滑化に向けた対策をとっており、近時の最重要課題となっています。



自動車産業では、優越的地位の濫用(独占禁止法)・下請法いずれについても「**下請代金の減額**」「**買ったとき**」「**不当な経済上の利益の提供要請**」が特に重要です。これらの3つの行為に該当しないよう、下請法適用対象取引か否かに関わらず、次の**3つのポイントにご留意**ください。

### 1. 代金を後から減額しない

- ・ 下請法適用対象の取引において、発注時に決定した下請代金を後から減額することは、下請事業者との書面による合意があったとしても、形式的判断により違法とされ、社名が公表される場合があります。
- ・ 下請法適用対象外の取引においても、事後的な代金の減額は、原則として優越的地位の濫用(独占禁止法)に当たるため、注意が必要です。
- ・ 特に、次の典型的な違反パターンに留意が必要です。
  - ① 発注金額から「割戻金」その他何らかの名目で金銭を差し引く行為
  - ② 原価低減後の新単価を遡及的に適用する行為

### 2. 協議・合意した適正な金額で発注する

- ・ 買ったときは、下請法違反であるとともに、優越的地位の濫用(独占禁止法)でもあります。
- ・ 買ったときにならないようにするためには、①十分な協議に基づき合意した、②適正な金額で発注することが重要です。
- ・ ①の協議を行うにあたっては、協議の経過を記録化しておくことも重要です。
- ・ 労務費等のコストが上昇している昨今の状況に照らし、サプライヤーから値上げの申入れがない場合であっても、発注者の側からサプライヤーに働きかけ、明示的にコスト上昇分の転嫁に関する協議の場を設けることが求められています。

### 3. 経済上の利益を無償提供させない

- ・ 不当な経済上の利益の提供要請は、下請法違反であるとともに、優越的地位の濫用(独占禁止法)でもあります。
- ・ 例えば、手数料等の名目で、提供させる金銭の算出根拠及び用途が明確でない金銭を提供させるようなことは、避ける必要があります。
- ・ 近時、量産期間終了後にサプライヤーに型を無償で保管させているケースが大きく問題視されており、公取委による勧告・社名公表事例が増えています。下請中小企業振興法に基づく振興基準や経産省「型取引の適正化推進協議会報告書」に従い、型管理の適正化を進める必要があります。

★上記3つの留意点を踏まえ、サプライチェーン全体でパートナーシップを構築し、さらなる適正取引を促進することが、競争力強化につながります。